

二見 清一 東京 足立区障がい福祉課



保健所業務と新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく「指定感染症」に位置付けられ、診断した医師は直ちに保健所へ届け出なければならず、患者は指定医療機関への入院が必要となります。自治体で感染症対策を担う保健所の役割は、相談、受診調整、検体搬送、積極的疫学調査など多岐にわたります。

感染者への積極的疫学調査では、感染者が増えてからは発症日の2日前まで（感染）行動を調査し、そこから濃厚接触者を特定。濃厚接触者へのPCR検査や外出歴の依頼、最終曝露日（陽性者と最も後に接触した日）から2週間の健康観察を行うのも保健所の業務です。

足立区の1週間あたりの新規感染者数は、最初に東京都で緊急事態宣言が発出された2020年4月7日の週が34人、第2波と言われた同年夏は最大で126人、2回目の宣言が出された2021年1月8日の週は552人、そして第5波のピークは8月のお盆の週に1664人と、第2波の13倍です。保健所の体制を強化してきたとはいえ、とても対応できる

二見ならまいいだろ」と、判断に迷う場合は医師である保健所長か感染症対策課長に相談するという約束で、9月に兼務辞令が出ましたが、なぜか途端に新規感染者が減少し、感染症対策課防疫係としての出勤実績はゼロ。名札は今やお守り代わりに…。それはそれとして、第5波ピーク時に「検査で陽性と言われたけどその後の指示も連絡もない」と、「症状が軽いので在宅療養と言われたり放置された」というのは、保健所を含む医療体制の逼迫が原因です。

保健所業務逼迫の影響

保健所の仕事は感染症対策だけではなく、健康づくり、母子保健、精神保健福祉、食品衛生、公害保健から動物愛護、さらにワクチン接種と多岐にわたります。この2年は感染症対応に注力したため、健康づくりなどの啓発事業は中止や縮小を余儀なくされました。もちろん必要な健診や相談は実施しましたが、参加者側が控えたり、必要な訪問ができなかつたこと等の影響がどの程度あるのか、しつかり分析する必要があります。

また、次の感染拡大の波が来た時の体制確保も重要な課題です。感染者増のピー

ーク時は全序的に応援体制を組みましたが、その体制を維持し続けられるほど職員数に余力はなく、感染状況に応じた柔軟な対応が求められます。

足立区では第6波を想定し、1日の新規感染者数に応じた4つのフェーズを設定、府内の応援体制やコールセンターの強化と、保健所のBCP（業務継続計画）を作りました。第5波相當時には児童健診や緊急対応、食品衛生等の一部業務のみを実施、第5波を超える感染状況になつたら、原則すべての保健所業務が延期・中止されます。そうならないための予防策が重要ですが、行動制限の緩和やオミクロン株の拡大もあり、ワクチン3回目の接種時期と併せて今後の感染者数の推移が気がかりです。

感染予防と日々のぐらし

積極的疫学調査を担当して、悩ましく思つことがあります。感染拡大防止を最優先にすれば、幅広に濃厚接触者を判定して、行動制限を強めればいいのです。が、障害児・者の場合は本人や家族への影響が大きいため、そう簡単ではありません。登校はもちろん、放課後等デイサー

（ふたみ せいいち）

ビスを利用することもできず、日中一人で家にいることがむずかしければ、保護者が仕事を休まなければいけません。その状況が最終曝露日から2週間続くのですから、家族の大きな負担になります。他方、影響を慮つて濃厚接触者とせずに、通学や通所を継続した人が陽性に転じてしまうと、感染が拡大してクラスターになり、さらに家庭内感染や職場感染で拡大することにつながりかねません。特に変異株への置き換えが進んできた2021年4月以降は、国が定めた濃厚接触者の判断基準に該当しない状況での感染が増えたことから、感染を抑え込んだい保健所と、日々の暮らしを考え行動制限を避けたい障がい福祉課とで、意見が対立する場面もありました。

国内では新規感染者が少ない状況が続いているますが、海外ではブレイクスルー感染が進むなど、当分はウイルスとの闘いが続くものと思われます。ウイズ・コロナとも言われますが、感染拡大防止を最優先させてきたこれまでの政策から、コロナ禍でもQOLを高め、日々のくらしを大切にする視点をもちつつ感染対策をとることが重要と考えます。

保健所の感染症対策業務とは

るレベルではなく、各地で保健所が機能不全を起こし、必要な対応が遅れたという報道をご覧になつたかと思います。

障がい福祉課は、区内の事業所で感染者が確認されると保健所の調査に同行し、濃厚接触者の特定や健康観察の支援、事業所への感染対策徹底などを担当しました。しかし、感染者数が増え始め2020年末から保健所が調査に出了れなくなり、障がい福祉課のみで現地調査を行うようになりました。

調査内容を持ち帰り、保健所とカンファレンスをして濃厚接触者を特定していくが、第5波のピーク時はそのカンファレンスの時間をとることさえ困難な状況でした。

迅速な対応のために

濃厚接触者の特定は保健所にのみ（途中から医師が追加）認められているもので、特定の遅れは感染拡大に直結するところから、迅速な対応が求められます。ならば私が保健所の職員を兼務して、積極的疫学調査から濃厚接触者の特定まで行なえば早いだろうと考えました。もちろん誰でもいいわけではなく、この1年半の経験と実績から、「保健師ではないけれども保健所の業務です。

足立区の1週間あたりの新規感染者数は、最初に東京都で緊急事態宣言が発出された2020年4月7日の週が34人、第2波と言われた同年夏は最大で126人、2回目の宣言が出された2021年1月8日の週は552人、そして第5波のピークは8月のお盆の週に1664人と、第2波の13倍です。保健所の体制を強化してきたとはいえ、とても対応でき